



川監委第5057号

令和7年12月25日

川越市長 森田初恵様
川越市議会議長 中村文明様

川越市監査委員 岡田昭文
同 石川隆二
同 山木綾子
同 中原秀文

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

文化スポーツ部

文化芸術振興課、スポーツ振興課、国際文化交流課、美術館

保健医療部

保健医療推進課、国民健康保険課、高齢・障害医療課、保健総務課、

保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康管理課、

健康づくり支援課

第3 監査の期間

令和7年7月31日から令和7年12月25日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和7年度（4月から8月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・ 使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・ 委託契約（随意契約）等を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

・ 4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

5 旅費の支出事務について
着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合

6 備品の管理について
・備品出納簿より3件を抽出した。
着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

7 情報の管理について
着眼点 ①管理状況

8 内部統制について
着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を実施した監査委員
岡田昭文、石川隆二、山木綾子、中原秀文

第6 監査の結果

監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【文化スポーツ部】

〔意 見〕

1 現金の管理について
武道館使用料について、収納した現金の合計が高額となった日も含め、所定の期日（原則として当日又は翌日）までに行うべき金融機関への収納金の払込みが恒常的にされていなかった。
今後は、会計規則及び公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

（スポーツ振興課）

2 契約事務について

川越駅東口多目的ホール初日受付派遣業務 上半期（単価契約）について、予定価格書の封筒の日付を見積執行日とすべきところ、適切な日付ではなかった件は、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったものである。

今後は、業務委託等の手引きにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

（文化芸術振興課）

〔要 望〕

1 補助金の交付事務について

川越市地域の国際化貢献事業補助金の交付要綱について、補助金に関するガイドラインにおいて補助対象に関し明確に規定することが必要とされているところ、補助対象経費に市長の裁量により補助の対象とし得るもののが含まれていた。

今後は、補助金に関するガイドラインに基づき、公益性、公平性、有効性などの観点から、そのあり方に関し常に見直しを行い、適正な事務の執行が図られるよう要望する。

(国際文化交流課)

2 時間外勤務について

過重労働による健康障害を防止するための面接対象者がいた。

今後は、特定の職員に事務が偏ることがないよう、事務の見直しとその配分に留意され、職員の健康の保持に努められるよう要望する。

(スポーツ振興課)

【保健医療部】

〔意 見〕

1 補助金の交付事務について

川越市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金について、申請書に記載すべき補助事業完了予定日の記載が漏れていた件は、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったものである。

今後は、必要に応じ、申請書の記載事項の要否等に関する検討、補助金交付要綱の改正等を行った上で、補助金等の交付手続等に関する規則等にのつとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(食品・環境衛生課)

〔要 望〕

1 時間外勤務について

過重労働による健康障害を防止するための面接対象者がいた。

今後は、特定の職員に事務が偏ることがないよう、事務の見直しとその配分に留意され、職員の健康の保持に努められるよう要望する。

(国民健康保険課)

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「るべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。